

平成22年(2010年)8月20日



埼玉県報

第 2 2 1 1 号
平成 2 2 年 8 月 2 0 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [県営土地改良事業川田谷北部地区\(ほ場整備事業\)の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [男性警察官用制服ワイシャツほか二品目の製造請負に係る落札者の公示\(会計課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [がんセンター医療情報システム更新業務に係る一般競争入札告示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

正誤

- [埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十五号中訂正\(川越建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第千四百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年八月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年八月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いちご福祉会

三 代表者の氏名

山本 豊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市安行慈林九九六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活していく上で援助を必要としている精神障害者に対して、自立生活が出来る様に生活支援事業を行い、また、精神障害者が暮らしやすい地域社会を実現するために、広報・啓発活動を行い、もってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百四十六号

狭山市、深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年八月二十日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
狭山市	平成二十一年度	地籍図 十一枚 地籍簿 一冊	狭山第四十三 （富士見二丁目 の一部）	平成二十二年 八月十七日
深谷市	平成二十一年度	地籍図 二十二枚 地籍簿 一冊	深谷第二十九 （大谷の一部）	平成二十二年 八月十七日

告 示

埼玉県告示第千四百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業川田谷北部地区（ほ場整備事業）の換地計画を平成二十二年八月十七日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十二年八月二十三日から

平成二十二年九月二十一日まで

二 縦覧場所

桶川市役所

告 示

埼玉県告示第千四百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年八月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

別表のとおり

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3

丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成22年7月14日

4 落札者の氏名及び住所

別表のとおり

5 落札金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成22年6月4日

別表

購入等件名	数量	落札者	落札金額
男性警察官用制服 ワイシャツ	8,269	赤城衣料工業株式会社 東京都江東区北砂1丁目13番4号	5,580円
男性警察官用短靴	7,250	青木産業株式会社 東京都台東区日本堤1丁目37番8号	5,970円
男性警察官用冬活 動服	1,761	ミスズユニム株式会社 東京都台東区蔵前4丁目10番8号	18,075円

(落札金額は、1着(足)当たりの税抜き単価)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年八月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年七月九日

指令川建セ 第一九〇一七六二号

二 検査済証番号

平成二十二年八月十三日

第二二〇〇四六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字古里字尾根四九五番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊谷市樋春一九五六番地三 アーバンライフA202

安藤 淳

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年八月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年八月十一日

指令川建セ第二二〇〇二九一号

二 検査済証番号

平成二十二年八月十三日

川建セ第二二〇〇五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字青山字谷一六五〇一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字増尾四三一 F棟

石塚 広行

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十二年八月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

指 定 番 号	二 号
指 定 道 路 の 種 類	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 四 号
指 定 の 年 月 日	平 成 二 十 二 年 六 月 八 日
指 定 道 路 の 位 置	<p>坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業区画街路 六二五号線</p> <p>坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業区画街路 六三八号線</p> <p>坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業区画街路 六一〇六号線</p> <p>坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業区画街路 六六〇号線</p> <p>坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業区画街路 六七一号線</p> <p>坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業区画街路 六八八号線</p>
指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)	<p>一九・五〇メートル</p> <p>二二・〇〇メートル</p> <p>二〇・五〇メートル</p> <p>三七・五〇メートル</p> <p>五一・四〇メートル</p> <p>一六・〇〇メートル</p>
指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)	<p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>一・五〇～二・〇〇メ ートル</p> <p>三・〇〇～六・〇〇メ ートル</p> <p>六・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十二年八月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

指 定 番 号	一 号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十二年六月 二日
指 定 道 路 の 位 置	飯能市大字笠縫一六八の九、二五の一 飯能市大字笠縫一九九の二、二八六の六 飯能市大字笠縫二二七の二、二二七の二 飯能市大字川寺四九一、四九二の六 飯能市大字笠縫一三三の四、一三三の二七 飯能市大字笠縫四〇九の五、一三三の二五 飯能市大字川寺三四の一、四七の四 飯能市大字川寺一四六の五、二四五の二 飯能市大字双柳二八の三、大字川寺三五三の二 飯能市大字笠縫二二七の三、三二六の五 飯能市大字笠縫一六〇の六、一六〇の四 飯能市大字笠縫一一六の七、一一六の四
指定道路の延長 (単位メートル)	四〇・〇〇メートル 四七・〇〇メートル 三〇・〇〇メートル 二八・〇〇メートル 一六・〇〇メートル 五五・〇〇メートル 四七・〇〇メートル 一九・〇〇メートル 一五・〇〇メートル 一一・五〇メートル 四〇・〇〇メートル 二八・〇〇メートル
指定道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 四・〇〇メートル 六・二〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 四・二〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十二年八月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

指 定 番 号	三 号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十二年七月 二十一日
指 定 道 路 の 位 置	飯能市大字双柳九九九の二丁九九八の一 飯能市大字双柳九六八の一〇九六七の一 飯能市大字双柳一〇四三丁一〇四四の三 飯能市大字双柳八四四の三九〇八四四の五〇
指定道路の延長 (単位メートル)	八・五〇メートル 二九・〇〇メートル 四八・八〇メートル 六一・〇〇メートル
指定道路の幅員 (単位メートル)	一五・五〇メートル 一二・〇〇メートル 六・〇〇メートル 四・〇〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十二年八月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

指 定 番 号	五号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十二年七月 二十日
指 定 道 路 の 位 置	<p>入間市扇台二丁目七五六番丁七三〇番一まで</p> <p>入間市扇台二丁目七三三番三丁自七七一八番四ま で</p> <p>入間市扇台二丁目七七三番八丁自七七七一番三ま で</p> <p>入間市扇台二丁目七七三番八丁七七三番六まで</p> <p>入間市扇台二丁目七七六番一丁四二番三二まで</p> <p>入間市豊岡四丁目八三三番三丁扇台二丁目七八七 番一まで</p> <p>入間市豊岡四丁目八三三番六扇台二丁目八一六番 一まで</p> <p>入間市豊岡四丁目八三八番一八三八番一まで</p>
指定道路の延長 (単位メートル)	<p>一七〇・〇〇メートル</p> <p>九四・〇〇メートル</p> <p>五一・〇〇メートル</p> <p>二七・〇〇メートル</p> <p>九一・〇〇メートル</p> <p>五一・五〇メートル</p> <p>一〇六・〇〇メートル</p> <p>一一四・〇〇メートル</p>
指定道路の幅員 (単位メートル)	<p>一一・〇〇、一五・五 〇メートル</p> <p>一六・〇〇、一七・五 〇メートル</p> <p>四・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>一一・〇〇、一五・五 〇メートル</p> <p>九・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>四・〇〇、六・〇 〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十二年八月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

指 定 番 号	四 号
指 定 道 路 の 種 類	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 四 号
指 定 の 年 月 日	平 成 二 十 二 年 七 月 二 十 一 日
指 定 道 路 の 位 置	入 間 市 大 字 下 藤 沢 字 水 入 八 二 四 の 四 丁 字 山 ノ 神 七 七 九 の 三 入 間 市 大 字 下 藤 沢 字 水 入 七 八 二 の 二 丁 字 山 ノ 神 八 一 五 の 四
指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)	四 四 ・ 四 九 メ ー ト ル 九 九 ・ 〇 六 メ ー ト ル
指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)	六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル 八 ・ 〇 〇 メ ー ト ル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年八月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橋 裕 子

一 許可番号

平成二十二年四月二十一日

指令越建セ第二一〇一九八〇号

二 検査済証番号

平成二十二年八月十七日

越建セ第一七二 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字川端六二一 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市東大沢三丁目三四番地五 イマモトタウンC303号

中阪 裕明 中阪 絹子

告 示

埼玉県病院事業告示第十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年八月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立がんセンター医療情報システム更新業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

平成23年9月30日(金)まで

(4) 履行場所

埼玉県立がんセンター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る)又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 200床以上ある10以上の病院において医療情報システム(電子カルテシステムを含む)を開発し、稼働させた実績を有することを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに契約事務に関する問い合わせ先

〒330 - 0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5 - 6 - 5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 数藤(すどう)・原田

電話048 - 822 - 1748（直通） ファクシミリ048 - 822 - 1754

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに仕様に関する問い合わせ先

〒362 - 0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818

埼玉県立がんセンター 医事・経営担当 城・相場

電話048 - 722 - 1111 ファクシミリ048 - 722 - 1129

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(2)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県立がんセンター本館 1階カンファレンスルーム

平成22年8月24日(火)午前10時

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月29日(水)午後3時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月28日(火)午後5時まで(必着)

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成22年9月29日(水)午後3時15分

なお、開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年9月7日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required: Hospital Information System for Cancer Center

(2) Time-limit for tender: 3:00 p.m., September 29, 2010 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., September 28, 2010)

(3) Contact Information: Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0074 Japan, Telephone: 048-822-1748

告 示

埼玉県教委告示第二十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年八月二十日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 日時

平成二十二年八月二十六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十三年度当初教職員人事異動の方針について

ロ 平成二十三年度埼玉県立高等学校において使用する教科用図書の採択について

ハ その他

正 誤

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十五号（平成二十二年八月十日第二千二百八号）中訂正

ページ 行

一 前から十五

誤

沼 裕二

正

沼 瑩 裕二